

国立大学法人奈良教育大学入試室要項

平成17年4月1日
制 定

改正 平成17年 4月21日規則第39号
改正 平成18年 3月16日規則第24号
改正 平成21年 9月16日規則第53号
改正 平成23年12月22日規則第53号
改正 平成24年 1月20日規則第4号
改正 平成27年 3月27日規則第28号

(設置)

第1条 国立大学法人奈良教育大学学則（平成16年奈良教育大学規則第1号）第12条第3項の規定に基づき、国立大学法人奈良教育大学入試室（以下「入試室」という。）を置く。

(任務)

第2条 入試室は、受験生の動向を的確に把握し、迅速かつ機動的に対応するため、次の各号に掲げる事項に関し、資料の収集及び分析、企画及び立案を行い、必要に応じて教授会の議を経て執行する。

- 一 入試の中期的な計画に関する事。
- 二 入試の動向に関する事。
- 三 入試の選抜方法に関する事。
- 四 入学後の成績等の調査及び研究に関する事。
- 五 入試広報に関する事。
- 六 入試（大学入試センター試験を含む。）の実施に関する事。
- 七 その他、入試に関する事。

(組織)

第3条 入試室は、次の各号に掲げる室員をもって組織する。

- 一 副学長（教育担当）
- 二 学長補佐（入試担当）
- 三 学長が指名する教員 4人
- 四 入試課長
- 五 学長が指名する事務職員 若干名

2 前項第三号及び第五号の室員は、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第三号及び第五号に掲げる室員の任期は、室長の任期の範囲内における2年以内とし、再任を妨げない。ただし、室員に欠員が生じた場合に補充された室員の任期は、前任者の残任期間とする。

(兼任の禁止)

第4条の2 第3条第1項第三号に掲げる室員は自己評価委員会、財務委員会、施設整備

委員会、学術研究推進委員会、人事委員会、教務委員会、教育実習委員会及び学生委員会の「教授会において選出された者」として選出される委員を兼ねることはできない。

(室長)

第5条 入試室に室長を置き、副学長（教育担当）をもって充てる。

(副室長)

第5条の2 入試室に副室長を置き、学長補佐（入試担当）をもって充てる。

2 副室長は、室長を補佐し、入試室の業務を処理する。

(室員会議)

第6条 室員会議は、副室長が議長となり、運営を行う。

(専門部会)

第6条の2 室員会議は、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関して、必要な事項は、別に定める。

(ワーキンググループ)

第6条の3 室員会議は、設置期間限定のワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに関して必要な事項は、別に定める。

(室員以外の者の出席)

第7条 室員会議は、必要に応じて、室員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第8条 入試室において成案を得たときは、学長に報告する。

(教授会の審議)

第9条 入試室で決定した入試（大学入試センター試験を含む。）に関する重要な事項は、教授会の議を経なければならない。

(入試に係る専門委員会の設置)

第10条 室長は、入試に関する重要事項の審議並びに入試業務の実施のため、必要に応じて、教授会に入試に係る専門委員会の設置を依頼することができる。

(教員の負担軽減)

第11条 室員である教員に対しては、学長が必要と認めた場合、負担軽減の措置を行う。

(事務の処理)

第12条 入試室に関する事務は、入試課において処理する。

(雑則)

第13条 この要項に定めるもののほか、入試室の運営に関し必要な事項は、室長が定める。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第39号）

この要項は、平成17年4月21日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成18年規則第24号）

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第53号）

この要項は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第53号）

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第4号）

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第28号）

この要項は、平成27年4月1日から施行する。